

【参考：農林水産省メールマガジン（平成29年2月6日第727号）に掲載】

全ての事業者に個人情報保護法が適用されます

個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日から、現在、個人情報保護法の適用対象とされていない小規模の農林漁業者等（保有する個人情報が5,000人分以下の事業者）も、個人情報保護法の対象となります。

自分の経営や法人等が取引先や従業員の個人情報について、①取得する際に利用目的を本人に伝えること、②決めた目的以外に使わないこと、③安全に管理すること、④本人に無断で他人に渡さないこと等適切に取り扱っているか、今のうちから確認しておきましょう。

個人情報の安全管理措置については、改正法の附則において小規模の事業者の円滑な事業活動に配慮すべきとされたことを受けて、中小規模事業者（従業員100人以下の事業者）に過度の負担とならないような手法例がガイドラインにおいて示されています。

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）「8（別添）講ずべき安全管理措置の内容」の「中小規模事業者における手法の例示」を確認しましょう。

個人情報を適切に取り扱って、取引先や従業員からの信用を守りましょう。

個人情報保護法に関する御質問等については、「個人情報保護法質問ダイヤル」にお問合せください。

電話：03-6457-9849

受付時間：9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）

また、個人情報保護法の概要、よくある質問（Q&A）及びガイドラインについては、個人情報保護委員会ホームページに掲載されています。

⇒ <http://www.ppc.go.jp/personalinfo/>